

## 論点に対する回答について

### 1 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）では、「現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る」とされているところ、どのような対応を行ったのか。

#### <回答>

人口推計の集計体系は「各月1日現在人口」、「各年10月1日現在人口」、「補間補正人口」となるが、このうち「各年10月1日現在人口」における「都道府県別年齢5歳階級別人口」については、「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）の平成22年結果から、日本人の都道府県間移動に係る年齢別データが得られることとなった。一方、外国人については、住民基本台帳の対象に新たに加えることの検討が行われていたところであり、外国人の都道府県間移動に関するデータは得られていなかった。

その後、平成24年7月には住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、住民基本台帳の対象に新たに外国人が加わったことにより、外国人住民に対して住民票が作成され、25年7月からは住民基本台帳ネットワーク等についての運用が開始された。これに伴い、平成26年度以降、「出入国管理統計」（法務省）においては、外国人の都道府県別出入国者データ、「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）においては、外国人の都道府県間転出入者データが利用可能となった。（別紙参照）

#### <住民基本台帳法改正に伴う人口推計を作成するために用いる情報の変更内容>

		「平成26年10月1日現在人口」まで	「平成28年10月1日現在人口」以降
出入国管理統計	日本人	都道府県・年齢 <sup>※1</sup> ・男女	都道府県・年齢 <sup>※1</sup> ・男女
	外国人	全国・年齢 <sup>※1</sup> ・男女	都道府県・年齢 <sup>※1</sup> ・男女
住民基本台帳人口移動報告	日本人	都道府県・年齢 <sup>※2</sup> ・男女	都道府県・年齢 <sup>※1</sup> ・男女
	外国人	—	都道府県・年齢 <sup>※1</sup> ・男女

注1）平成27年10月1日現在の人口は国勢調査の結果による。

注2）「平成26年10月1日現在人口」までの外国人の都道府県別データについては、「出入国管理統計」（法務省）及び「在留外国人統計」（法務省）をもとに、在留外国人統計の都道府県別増減数の構成比により推計している。

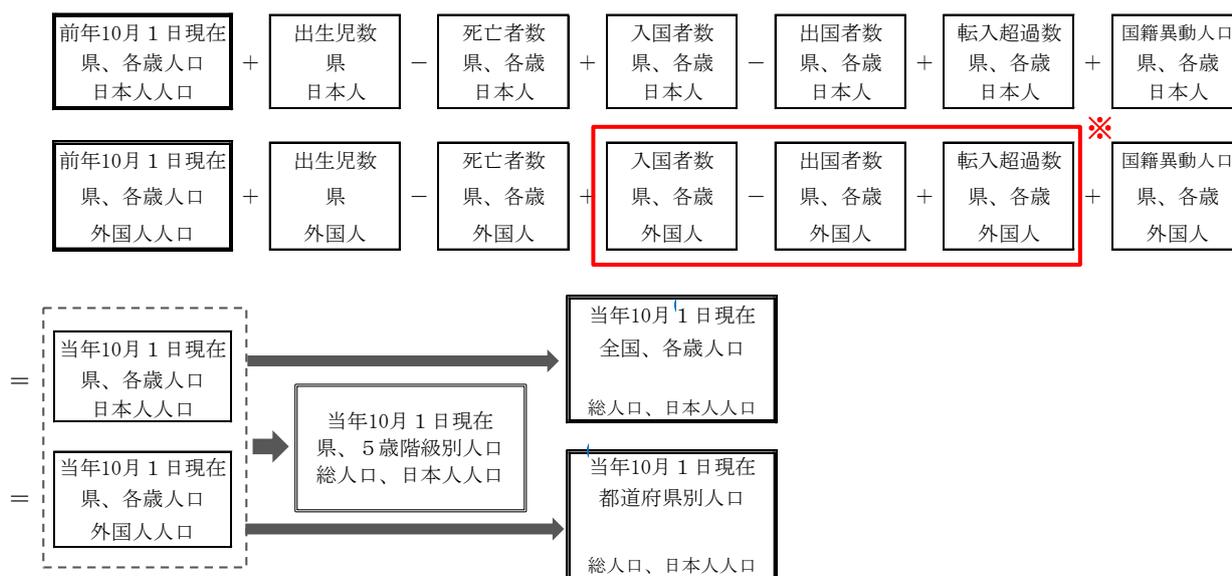
注3）※1は各歳、※2は5歳階級。

「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）の日本人データは、推計方法の検討に伴い、使用する年齢区分を変更。

外国人の都道府県間移動に係るデータが利用可能となったことから、平成 27 年度にかけて都道府県別集計の推計方法及び集計事項の検討を行い、①データを追加することによる推計方法の検証を行ったこと、②人口推計は5年ごとに行われる国勢調査の確定人口を基準人口としていることから、平成 27 年国勢調査人口を基準とする「平成 28 年 10 月 1 日現在人口」（平成 29 年 4 月公表予定）の推計から「都道府県別年齢 5 歳階級別日本人人口」を追加することとした。（図 3 参照）

※「各月 1 日現在人口」及び「補間補正人口」の集計事項について変更はない。

図 1 <推計の基本式（各年 10 月 1 日現在人口）> 【全国及び都道府県】



※のデータについては、現行の推計では「全国各歳人口」及び「都道府県別人口」をもとに推計しているが、住民基本台帳法改正に伴い「出入国管理統計」の外国人の都道府県別出入国者データ、「住民基本台帳人口移動報告」の外国人の都道府県間転出入者データが利用可能となったため、これまで行っていた推計が不要となった。

## 図2 (参考) <各月1日現在人口>【全国】

(例 7月1日現在人口算出)

(総人口)



(日本人人口)



# 図3 人口推計の集計項目追加に伴う表章イメージ

<都道府県、年齢5歳階級、男女別人口>

変更前			
総人口		(単位 千人)	
男女計 ※			
総数	0～4歳	5～9	10～14
全	国		～
01	北海道		
02	青森県		
03	岩手県		
04	宮城県		
05	秋田県		
	～		



変更後			
総人口		(単位 千人)	
男女計 ※			
総数	0～4歳	5～9	10～14
全	国		～
01	北海道		
02	青森県		
03	岩手県		
04	宮城県		
05	秋田県		
	～		

日本人口			
総人口		(単位 千人)	
男女計 ※			
総数	0～4歳	5～9	10～14
全	国		～
01	北海道		
02	青森県		
03	岩手県		
04	宮城県		
05	秋田県		
	～		

※ 内訳として「男」「女」の表を作成

追加表

## 2 基幹統計としての指定の範囲（集計事項）について

- (1) 現行のそれぞれの集計表は、どのような考え方（必要性）により設定しているのか。
- (2) 平成28年10月1日現在人口から新たに集計項目を追加する理由及び背景事情は何か（前記1とも関連）。
- (3) 人口推計の利活用について、個別具体的には、どのように利活用されているのか。さらに、新たな推計方法によって得られる情報との関係で、その前後での利活用面で、更に充実化が図られるといった点はないか。

### <回答>

- (1) 人口推計では国勢調査の間の人口について、最新の状態を明らかにすることを目的としており、その推計範囲（集計事項）としては、行政上又は各種の統計分析上の基礎資料として欠かせない、総数、男女別、年齢別、都道府県別など人口に関する基本的な事項について作成することとしている。（諮問資料【参考資料1】（作成方法通知書（案）<sup>(※)</sup>参照）

※ 統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項の規定に基づき作成しているもの。

各月1日現在人口は、概算値（当月分）と確定値（5か月前分）として全国値を公表している。

各月1日現在人口の概算値は、速報性を重視し前年同月等の異動人口のデータを用いて、最新の人口を推計したものであり、また、確定値は、異動人口の確定したデータを用いて推計したものであり、それぞれ用途に合わせて利用されている。例として、概算値は、毎月実施される「労働力調査」（総務省）のベンチマーク人口として、また、確定値は、「人口動態統計（概数）」（厚生労働省）における諸率の分母人口として利用されている。

各年10月1日現在人口は、各月1日現在人口の区分よりも詳細な区分（全国値の年齢各歳別や都道府県別など）で集計をしており、行政施策上の基礎データ、各種白書等の年次報告、その他各方面で利用されている。

補間補正人口は、国勢調査結果を基に国勢調査実施年の間の各月（各年）の人口推計について過去5年分を遡って補正したものであり、最終的な我が国の各年、各月の人口の時系列データとなるものである。

また、人口増減率や都道府県別人口の割合などについては、ユーザーの関心が高いことから、その利活用に供するため作成し提供しているものである。

- (2) 「1 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応について」の回答を参照願いたい。
- (3) 「国民経済計算」（内閣府）では、家計最終消費支出を推計するための「世帯数」の算出に各月1日現在人口が利用されている。（図4参照）  
「簡易生命表」（厚生労働省）については、年齢別死亡率の算出などに各年10月1日現在人口の日本人人口が利用されている。（図5参照）  
「国際通貨基金（IMF）の「特別データ公表基準（SDDS プラス）」に対応する項目として、各月1日現在人口の確定値及び概算値を提供している。（図6参照）

# 図4 国民経済計算の基礎資料として利用（概要）

## 国民経済計算

我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準(SNA)に準拠しつつ、統計法に基づき基礎資料の作成基準及び作成方法に基づき作成される。

## 四半期別GDP速報

### II. 需要項目別名目値の推計方法

#### 1. 民間最終消費支出

##### (1) 家計最終消費支出

##### 1) 国内家計最終消費支出

(a) 供給側推計、需要側推計の双方で並行して推計値を作成し88目的分類ごとに統合する項目（並行推計項目）を主体とし、(b)一部各種の統計を使用して直接推計する項目（共通推計項目）、(c)トレンド等で推計する商品・非商品販売を加算して推計する。

##### (a) 並行推計項目

##### 需要側推計値

『家計調査』、『家計消費状況調査』（総務省）（※）、世帯数等から推計した補助系列（世帯合計消費額）で88目的分類別に比例デントン法による確報の四半期分割を行った上で、速報の延長推計を行う。速報の延長推計は補助系列の前期比を用いる。なお、この方法で推計される電気、水道は共通推計項目として扱う。

補助系列（世帯合計消費額）は、1.二人以上の世帯及び2.単身世帯に区分する。『家計調査』（二人以上の世帯（全国））の各一世帯当たり消費支出（目的分類別に組み替えたもの）に、『国勢調査』（総務省）、『人口推計』（総務省）等から推計した各世帯数を乗じ、それらを88目的分類ごとに合計して推計する。

#### <補足> 需要側推計値補助系列の推計方法の詳細

世帯を二人以上の世帯、単身世帯に区分し、各世帯について、以下のような算式により、品目別消費支出を推計し、並行推計対象の88目的分類ごとにそれらを合計する。

二人以上の世帯消費支出推計値

$$= \text{『家計調査』又は『家計消費状況調査』の二人以上の世帯（全国）一世帯当たり品目別消費支出} \\ \times \text{全国消費実態調査（二人以上の世帯）修正率} \\ \times \text{人員調整係数} \\ \times \text{二人以上の世帯数}$$

#### ●世帯数：

「人口 / 一世帯当たり人員」により推計する。人口は「総人口『人口推計』による」一身世帯数により求める。一世帯当たり人員は『国勢調査』をベンチマークとし、中間年は直線補間・補外する。

## 図5 簡易生命表の基礎資料として利用（概要）

### 簡易生命表

日本にいる日本人について、平成26年1年間の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の人が1年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きられるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標（生命関数）によって表したものである。

これらの指標は、男女別に各年齢の人口と死亡数を基にして計算されており、その値は現実の我が国の年齢構成には左右されず、死亡状況のみを表している。したがって、日本の死亡状況を厳密に分析する上で不可欠なものとなっている。また、0歳の平均余命である「平均寿命」は、すべての年齢の死亡状況を集約したものとなり、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用されている。

なお、日本の生命表として、厚生労働省では、「完全生命表」と「簡易生命表」の2種類を作成・公表しており、「簡易生命表」は、人口推計などによる日本人口や人口動態統計月報年計（概数）による死亡数、出生数を基に毎年作成している。また、「完全生命表」は、国勢調査による日本人口（確定数）や人口動態統計（確定数）による死亡数、出生数を基に5年ごとに作成している。これらの生命表は、特に重要な統計として、統計法に基づき基幹統計に指定されている。

## 図6 国際通貨基金 (IMF) 「特別データ公表基準 (SDDSプラス)」 対応項目として我が国の国別データ概要ページに掲載 (概要)

### IMF特別データ公表基準 (SDDSプラス)

国際通貨基金 (IMF) が世界的な金融危機を未然に防ぐための取組の一つとして策定した経済・金融データに関する特別データ公表基準 (Special Data Dissemination Standards : SDDS) を発展させ、より広範囲なデータを公表することを義務付けたより厳格な基準であり、SDDSプラス加盟国は、自国のウェブサイト上で、対象となるデータ項目を掲示する国別データ概要ページ (National Summary Data Page : NSDP)を開設することとされています。



### Economic and Financial Data for Japan (IMF DSBB)

The data shown in this page correspond to the data described on the International Monetary Fund's Dissemination Standards Bulletin Board (DSBB). For a fuller explanation of the DSBB and the statistical standards to which Japan has committed, please click on DSBB Home Page.

Unless otherwise indicated, data are not seasonally adjusted.

[ Real Sector | Fiscal Sector | Financial Sector | External Sector ]

Data Category and Component	Link to data in national presentation	Link to prescribed components in SDMX formats	more info
REAL SECTOR			
National Accounts (Gross Domestic Product (Expenditure Approach))	CAO		SDMX-ML
Sectoral Balance Sheets <sup>2</sup>	CAO		SDMX-ML

Exchange Rates<sup>1</sup>

BOJ

POPULATION

Population (Estimates on All Japan Population by Sex)

MIC

SDMX-ML

MIC

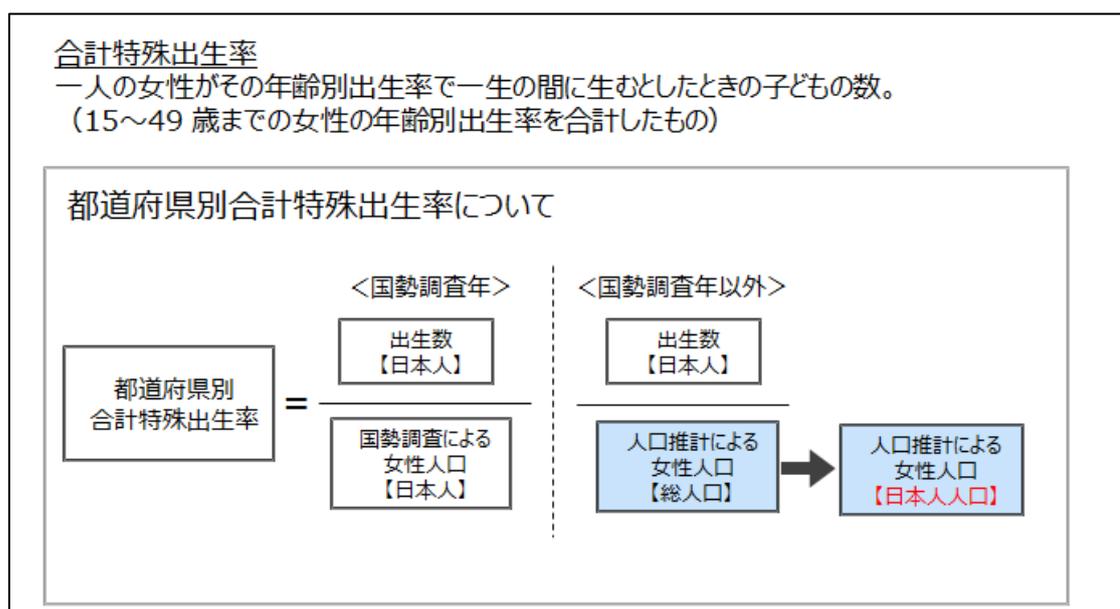
「政府統計の総合窓口(e-Stat) (Economic and Financial Data for Japan (IMF DSBB))」抜粋

また、合計特殊出生率（厚生労働省）を算出するため、人口推計の年齢別人口が分母人口として利用されている。

これまで、都道府県別の合計特殊出生率については、国勢調査が実施された年は、分母の女性人口には国勢調査による日本人人口が用いられ、国勢調査が実施されない年は、人口推計による総人口が用いられてきた。

今回、人口推計において「都道府県別年齢別日本人人口」を新たに公表することにより、厚生労働省では、人口推計による都道府県別日本人人口を分母に用いる予定としており、より精度の高い合計特殊出生率の算出が可能となると考えられるところ。（図7参照）

図7 合計特殊出生率の基礎資料として利用（概要）



### 3 統計の公表予定について

- (1) 各月1日現在人口（概算値は当月分、確定値は5か月前分を公表）について、確定値の公表までに5か月を要する理由は何か。
- (2) 各年10月1日現在人口（翌年4月に公表）について、公表までに6か月を要する理由は何か。

<回答>

(1) 各月1日現在人口は、国勢調査の確定人口を基準人口として、その後の1か月間の自然動態、社会動態及び国籍異動による異動人口を求め、これを加減することにより算出している。

諮問資料【参考資料1】（作成方法通知書（案））抜粋

**【推計の基本式】**

各月1日現在人口（確定値）  
 = 基準人口（前月1日現在人口の確定値）  
 + 1か月間の異動人口（自然動態、社会動態及び国籍異動）

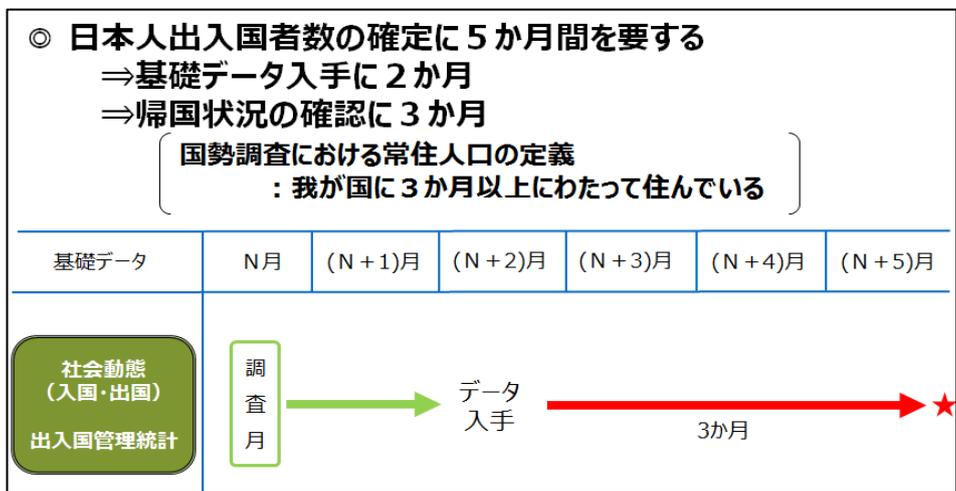
人口 = 基準人口（前月1日現在人口の確定値）  
 + 1か月間の自然動態  
 + 1か月間の社会動態  
 + 1か月間の国籍異動

自然動態 = 出生児数 - 死亡者数  
 社会動態 = 入国者数 - 出国者数  
 国籍異動 = 日本国籍取得者数 - 日本国籍喪失者数

算出には、人口動態統計、出入国管理統計、官報による帰化人口を用いているが、このうち、出入国管理統計による日本人出入国者については、法務省からのデータの受領が調査月の2か月後であり、その後、国勢調査における常住人口の定義（我が国に3か月以上にわたって住んでいる）に合わせて3か月間の入国の有無を確認しているため、公表に5か月を要している。（図8参照）

また、概算値については、データが確定しない月は前年同月値を用いることで最新推計月の人口を算出している。

図8 日本人出国者数の算出スケジュール（概要）



(2) 各年10月1日現在人口の推計については、全国及び都道府県別の詳細な推計結果を取りまとめる期間として更に1か月必要となっており、公表までに6か月を要している。

#### 4 基幹統計として指定する統計の名称について

従来、統計の名称を「人口推計」としてきた経緯はどのようなものか。また、第Ⅱ期基本計画に記載されている「現在推計人口」との関係でどのように考えるか。

##### <回答>

「人口推計」は国勢調査の間の人口について、最新の状態を明らかにすることを目的として、大正9年に実施された第1回国勢調査以降の各年の人口の推計を行っており、当初より、推計によって得られる統計全体を意味する名称として「人口推計」を用いてきており、この名称については、現在の人口という意味が概念的に含まれていると考えている。

なお、この背景としては、大正11年10月30日勅令第462号で統計局官制が公布、翌年4月に審査課及び国勢調査課の司掌事務が改正となり、審査課の所掌が「二、人口推計ニ関スル事項」とされたことにより、それ以降、国勢調査の中間において他の統計から現在人口を推計する作用及びその結果の総体を指す用語として、一貫して「人口推計」を用いてきているものである。

# (別紙) 参考 住民基本台帳法の改正

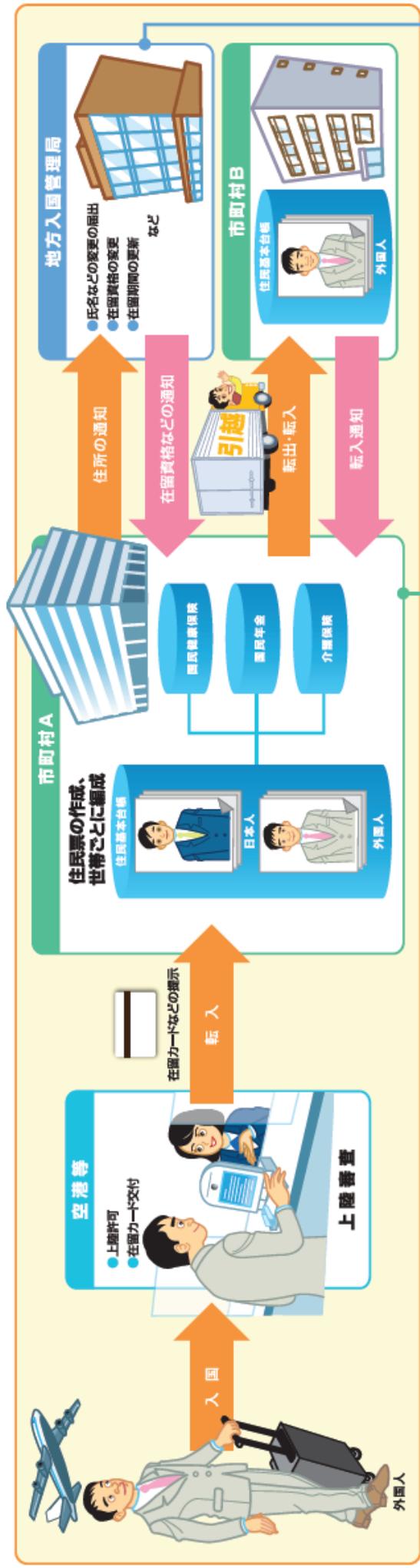
## ○ 外国人住民の住民基本台帳制度の開始

我が国に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市区町村が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まりました。

そこで、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を図るための、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成21年7月15日に公布、平成24年7月9日に施行されました。

## <イメージ>

「総務省HP 外国人住民に係る住民基本台帳制度のページ」抜粋



「総務省 外国人住民に係る住民基本台帳制度のご案内パンフレット」抜粋